

## SDGs 進捗管理・モニタリング分科会の設置等について

令和 2 年 7 月  
SDGs 推進本部事務局  
総務省政策統括官（統計基準担当）

### 1. 分科会の目的

2019年12月のSDGs実施指針改定版において「実施指針の取組状況の確認（モニタリング）、見直し（中長期的な観点からのフォローアップとレビュー）」について重点的に取り組むこと及び「分野横断的な課題の解決のため、円卓会議課題別分科会や関連ステークホルダー会議の開催等、体制強化を検討する。」と明記されたことを受け、SDGs推進円卓会議の分科会として本分科会を設置する。

### 2. 分科会のテーマ及び議論の内容

- (1) 本分科会では、2030 アジェンダのパラグラフ 75 にある「目標とターゲットは、グローバルな指標によってフォローアップされる。これらは、国レベルや全世界レベルでのベースライン・データの欠如を埋める取組とともに、各国や地域レベルで策定される指標によって補完されるものである」という記述を念頭に置き、SDG グローバル指標を補完する国内における指標や評価の状況に重点を置いた検討を行う。
- (2) 本分科会では、参加者は169のターゲット全てについて議論することは困難であるという認識を共有し、SDGs 推進円卓会議関係者の問題意識及び政策部局の対応可能性並びに実現可能性を考慮し、特定のターゲットのモニタリングについて意見交換を行うこととする。
- (3) モニタリングの議論とは、具体的には以下の観点を意味する。

ア	グローバル指標の定義が確定したが国内指標が整備されていない指標に関する意見交換
イ	プロキシ指標（代替指標）設定の検討
ウ	定性的な評価を含めた指標によらない進捗把握の方法

- (4) SDGs 推進円卓会議構成員から1～2名の分科会調整役を選出する。
- (5) 分科会の庶務は、総務省政策統括官（統計基準担当）の協力を得て、外務省国際協力局において処理する。

### 3. 参加者について

- ・分科会調整役（SDGs 推進円卓会議構成員より1～2名を選出）
- ・政府関係者（総務省政策統括官（統計基準担当）、外務省国際協力局、関係省庁）

- ・統計分野の専門家
- ・SDGs 推進円卓会議構成員（分科会の議題により異なる）
- ・その他意見交換に貢献することが想定される関係者

#### 4. 今後の日程

7月30日	第10回 SDGs 推進円卓会議（進捗管理・モニタリング分科会の議論の範囲及び方法等について）
9月～11月	分科会を複数回開催
11月下旬	第11回 SDGs 推進円卓会議（分科会の議論及び成果について報告）
12月	第9回 SDGs 推進本部

#### 5. 分科会の公開

会議資料及び議事要旨を後日公開する。ただし、会議資料について、公開することにより会議の円滑な実施に影響が生じるおそれがある場合には、資料を公開しないこともできる。

#### 6. その他留意すべき事項

- (1) SDGs 実施指針改定版には、「SDG グローバル指標に関するデータの収集と分析」についても重点的に取り組むとあるが、SDGs グローバル指標に関するこれらの取組は総務省政策統括官（統計基準担当）が各府省との調整の中で随時実施していくものであり、本分科会の議論の対象外とする。
- (2) 中・長期的な議論として2030年に向けたモニタリングの意見交換と2020年12月に予定されている第10回 SDGs 推進本部に向けたモニタリングの意見交換では、その中身についても差が出るのが想定されるが、分科会立ち上げにあたり、後者を見据えた議論をまずは実施することとする。

（了）